

群馬県富岡市と東京農業大学との連携に関する協定書

群馬県富岡市（以下「甲」という。）と東京農業大学（以下「乙」という。）は次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲における地域活性化と乙における教育・研究の充実に寄与することを目的として、次の事項に関して相互に協力し連携・交流を推進する。

- (1) 甲の地域資源・環境をもって乙の教育・研究活動への協力及び目的達成に資する取組みに寄与すること。
- (2) 乙における教育・研究成果及び知的財産等を活かし、国内外に発信できる甲の地域活性化を目指した取組みに寄与すること。

（連携及び協力内容）

第2条 甲・乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) まちづくり及び人づくりに関すること。
- (2) 自然、環境、産業及び地域振興に関すること。
- (3) 教育及び文化の発展に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために両者が協議して必要な分野に関すること。

（事務局）

第3条 前条の事業を実施する統括部署は、甲は企画財務部企画政策課とし、乙は農学部学部長事務室とする。

（連絡会議）

第4条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連絡会議を設置する。

- 2 連絡会議に関し必要な事項は、別に定める。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期限は、締結日から3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲・乙のいずれからも申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について定める必要があるときは、甲・乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙署名捺印の上、各々1通を保有する。

平成26年12月22日

群馬県富岡市富岡 1460 番地 1

甲
富岡市
富岡市長

岩井賢太郎 

東京都世田谷区桜丘一丁目1番1号

乙
東京農業大学
学 長

高野克己 